

岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、身近な公共空間である公園、道路等の公共施設（以下「公共施設」という。）の美化及び清掃について、市民等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第2条 里親になろうとする者（2名以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者）は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、市長に里親届（様式第1）を提出しなければならない。

（合意書の取り交わし等）

第3条 市長は、前条の規定により里親届の提出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、その者と合意書（様式第2）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした者は、年度終了後速やかに年間活動報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（里親の役割）

第4条 里親が管理する公共施設内の美化及び清掃活動等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理する公共施設内の空き缶、散乱ごみ等の収集
- (2) 管理する公共施設内の除草及び犬等のふんの処理
- (3) 管理する公共施設内の施設又は設備の破損等の情報提供
- (4) その他市長が必要と認める活動

2 収集した空き缶、散乱ごみ等は、当該区域の属する収集日に集積場所へ分別して搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

（市の役割）

第5条 市長は、里親が行う活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、里親名の表示（アダプトサイン）については管理区域内の公園等に設置できる場合において原則1箇所を設置するものとし、4名以下のグループによる里親については第2号に掲げるものを除くものとする。

- (1) ごみ袋、清掃道具等の支給
- (2) アダプトサインの設置

2 第3条第1項の合意書において、市民等が里親として管理する公共施設の管理者が、岩倉市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者へその旨を通知し、事前にその承認を得るものとする。

3 里親になった者がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届（様式第4）を提出しなければならない。

(庶務)

第6条 公共施設アダプトプログラムに関する庶務は、市民協働部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第2（第3条関係）

合 意 書

（以下「甲」という。）と岩倉市とは、岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記の事項について合意します。

記

- 1 甲が管理する公共施設
- 2 甲が里親として果たす役割（活動内容）
 - ①管理する公共施設内の空き缶や散乱ごみ等の収集
 - ②除草及び犬等のふんの処理
 - ③施設又は設備の破損等の情報提供
 - ④その他市長が必要と認める活動
- 3 市の役割
 - ①ごみ袋、清掃道具等の支給
 - ②アダプトサインの設置※4名以下のグループによる里親については、②に掲げるものを除く。
- 4 その他事項
甲は、年間活動報告書を年度終了後速やかに提出すること。

年 月 日

里親名
代表者住所
氏名

岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市
代表者 岩倉市長

様式第4（第5条関係）

里親辞退届

年 月 日

岩倉市長 殿

里親名
代表者住所
氏名
電話番号

岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

記

辞 退 理 由	
辞 退 場 所 及 び 辞 退 区 間	公園名 歩道名 区間（別紙地図のとおり） その他
辞 退 日	年 月 日

